事務連絡

平成２９年１２月２８日

各社会福祉法人代表者　様

南河内広域事務室広域福祉課長

社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について（依頼）

日頃より、福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省より下記文書により事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、各法人におかれましても同文書の趣旨を踏まえ、施設内のノロウイルス感染予防対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知文につきましては、添付ファイルのとおりです。また、南河内広域事務室広域福祉課ホームページにも近日中に登載しますのでご覧ください。

記

**１　通知文書等**

**①「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」**

（平成29年12月27日付け厚生労働省4課連名事務連絡文書）

**②**(上記通知文中の別添文書)

**（別添１）「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について」**

（平成29年12月20日付け厚生労働省2課連名文書）

**③**(上記別添１通知文中の別添文書)

**（別添２）「ノロウイルスによる食中毒の予防について」**

（平成29年11月10日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長文書）

　＜参考資料１＞

**「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・**

**まん延防止策の一層の徹底について」**

（平成19年12月26日付け厚生労働省4課長連名文書）

　＜参考資料２＞

**「ノロウイルスに関するＱ＆Ａ」**

（最終改訂版　平成29年12月7日付け）

**２　通知文書及び関係資料登載ＨＰアドレス**

南河内広域事務室　広域福祉課ホームページ（近日登載予定）

【社会福祉法人等への通知文書等】

<http://www.kouiki321.jp/procedure/fukushi/pro_seturituninka/14.html>

〒５８４－００３１

南河内広域事務室　広域福祉課

住 所：富田林市寿町２丁目６番１号

　　　 南河内府民センタービル２階

T E L：０７２１－２０－１１９９

F A X：０７２１－２０－１２０２